

# 令和8年度京都ボランティアバンク補助金 訪問見守り活動補助金 募集要項

## 1. 目的

本事業では、ボランティア団体や地域活動者等が市町村社会福祉協議会と協働し、地域で孤立しがちな世帯へ戸別訪問し、見守り活動を行うことにより地域とのつながりを絶やさず、孤立を防ぎ、安心・安全な地域づくりを目指し、助成を行う。

## 2. 助成対象団体

京都府内の市町村社会福祉協議会

## 3. 助成対象活動

京都府内の市町村社会福祉協議会と協力関係にある訪問見守り活動団体もしくは市町村社協が行う訪問見守り活動で、下記の条件をすべて満たすこと。

(見守り対象者とは、高齢、障害、児童、外国籍、ひとり親世帯問わず、地域で生活している見守りが必要な方すべてとします)

- 対象者の名簿を作成し、直接戸別訪問等による見守り活動を行うこと。
- 活動者間で定期的な情報の共有の場をもつこと。
- 戸別訪問での気づきや地域の課題について、社会福祉協議会と連携・共有の場をもつこと。
- 見守り対象者も、地域の一員として生活できる機会を模索すること。

以下の活動は対象となりません。

- 見守り対象者と直接出会わないまたは会話をしない活動(対象者を定めず地域をパトロールして見守る活動)
- 行政委託・補助・委嘱された事業や活動(ただし、委託・補助・委嘱の範囲外の活動については対象です)
- 他の助成を受けている活動(ただし、他の助成を受けている活動の範囲外の活動については対象です)
- 民生児童委員協議会の活動(ただし、助成対象団体が民生委員と協力して行う活動は対象です)

## 4. 対象経費

活動に使用する消耗品等

## 5. 助成額

1社協あたり上限 5 万円

## 6. 補助対象期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

## 7. 提出書類、提出先

- ①所定の申請書【様式 1】
  - ②所定の収支予算書【様式 2】
- 【提出先】 京都府社会福祉協議会

## 8. 申込み期間 <<必着>>

令和 8 年 3 月 25 日(水)～令和 8 年 5 月 13 日(水)

## 9. その他

- ・事業終了後または年度終了後1週間以内に所定の実績報告書(様式4)及び決算書(様式5)を提出してください。
- ・京都ボランティアバンク運営委員会の審議を経て京都府社会福祉協議会にて補助金を決定いたします。
- ・令和 8 年 6 月中旬に指定の銀行口座に振り込み予定です。
- ・補助金申請の活動内容や対象経費(20%を超えるもの)に変更がある場合は事前に御相談ください。